

住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(令和6年分以降)

(令和 年分)

氏名 _____

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

- Ⅰ 令和6年1月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
- Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）又は子育て対応改修工事等をした部分を令和6年1月1日以後（子育て対応改修工事等については令和6年4月1日以後）に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

(Ⅱ5及びⅡ6と重複して適用できません。)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
(① - ②)	③	
③と250万円のいずれか少ない方の金額	④	
住宅耐震改修特別控除額 (④ × 10%)	⑤	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
なお、⑦の金額や認定住宅等新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※Ⅱ8の計算欄を併せてご確認ください。

不動産番号	
-------	--

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑥	令和 年 月 日
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑦	/

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

不動産番号	
-------	--

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族が⑧から⑩のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族について、⑧から⑩のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

あなたの年齢が50歳以上（同居親族の場合は65歳以上）	⑧	該当	同居親族が⑧から⑩のいずれかに該当する場合は、その親族の氏名等を書きます。 氏名 () 続柄 ()
障害者（⑧に該当する方を除きます。）	⑨	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている（⑧又は⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑪	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑫	
(⑪ - ⑫) ※50万円を超える場合に限りです。	⑬	
⑬と⑬×⑦のいずれか少ない方の金額	⑭	
⑭と200万円のいずれか少ない方の金額	⑮	
(⑮ × 10%)	⑯	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

(Ⅱ 5 及びⅡ 6 と重複して適用できません。)

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑰	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑱	
(⑰ - ⑱) ※ 50 万円を超える場合に限りです。	⑲	
⑲と⑲×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑳	
㉑と250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㉑	
(㉑ × 10%)	㉒	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉓	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉔	
(㉓ - ㉔) ※50万円を超える場合に限りです。	㉕	
㉕と㉕×⑦)のいずれか少ない方の金額	㉖	
㉖と250万円のいずれか少ない方の金額	㉗	
(㉗ × 10%)	㉘	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ 3 及びⅡ 6 と重複して適用できません。))

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉙	円
㉙に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉚	
(㉙ - ㉚) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉜	
㉜に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉝	
(㉜ - ㉝) ※50万円を超える場合に限りです。	㉞	
(㉛ + ㉞)	㉟	
㉟と㉟×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊱	
㊱と250万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㊲	
(㊲ × 10%)	㊳	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑤ア 当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄(又は「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄)の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑤エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄(又は「3(3)⑧エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄)の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ3及びⅡ5と重複して適用できません。))

住宅耐震改修の標準的な費用の額	③⑨	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄(又は「3(3)⑫ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄)の金額を転記してください。
③⑨に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑩		
(③⑨ - ④⑩) ※50万円を超える場合に限りです。	④⑪		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④⑫		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄(又は「3(3)⑫エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄)の金額を転記してください。
④⑫に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑬		
(④⑫ - ④⑬) ※50万円を超える場合に限りです。	④⑭		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	④⑮		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄(又は「3(3)⑫キ 当該対象耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄)の金額を転記してください。
④⑮に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑯		
(④⑮ - ④⑯) ※50万円を超える場合に限りです。	④⑰		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④⑪ + ④⑭ + ④⑰)	④⑱		
④⑱と④⑱×⑦のいずれか少ない方の金額	④⑲		
④⑲と500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のいずれか少ない方の金額	⑤①		
(⑤① × 10%)	⑤②	(100円未満の端数切捨て)	

7 子育て対応改修工事等に係る事項

(⑤②又は⑤③に該当する方(特例対象個人)が、令和6年4月1日以後に居住の用に供した場合のみ書いてください。)

あなたの年齢が40歳未満で配偶者を有している又はあなたの年齢が40歳以上で配偶者の年齢が40歳未満	⑤②	該当	⑤②又は⑤③の該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。 ⑤②又は⑤③の両方に該当する場合は、両方の「該当」の文字を○で囲んでください。 また、申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」欄に対象となる配偶者又は扶養親族の氏名、生年月日、個人番号などを記入してください。
年齢が19歳未満の扶養親族を有している	⑤③	該当	
子育て対応改修工事等の標準的な費用の額	⑤④	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑦ア 当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑤⑤		
(⑤④ - ⑤⑤) ※50万円を超える場合に限りです。	⑤⑥		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
⑤⑥と⑤⑥×⑦のいずれか少ない方の金額	⑤⑦		
⑤⑦と250万円のいずれか少ない方の金額	⑤⑧		
(⑤⑧ × 10%)	⑤⑨	(100円未満の端数切捨て)	

8 その他の工事等に係る事項

(Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合)

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額 (工事の費用に補助金等の交付を受けた場合、その補助金等が共有の場合、控除した後の金額に⑦を乗じた後の金額)	⑥0	円	<p>← { (14)+(26)+(57)+(3)+(20)、(36)又は(49) } の額を書きます。</p> <p>← { [(14)-(15)+(26-27)+(57-58)+{(3)-(4)+(20-21)、(36-37)又は(49-50)}] } の額を書きます。</p> <p>← 「増改築等工事証明書」の「3(3)20ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄(又は「3(3)19ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄)の金額を書きます。</p> <p>← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。</p>
⑥0のうち工事限度額を超える部分の額	⑥1		
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額	⑥2		
⑥2に関し交付を受ける補助金等の合計額	⑥3		
(⑥2 - ⑥3)	⑥4		
⑥4と(⑥4×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑥5		
⑥0と(⑥1+⑥5)のいずれか少ない方の金額	⑥6		
1,000万円 - (⑥0 - ⑥1) (0円未満となる場合は0円)	⑥7		
⑥6と⑥7のいずれか少ない方の金額	⑥8		
(⑥8 × 5%)	⑥9	(100円未満の端数切捨て)	

9 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 ((16)+(28)+(59)+(69)+(22、38又は51))	⑦0	円	<p>← 申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震改修特別控除等」の「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 なお、⑤又は認定住宅等新築等特別税額控除の適用も受けている方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。</p>
--	----	---	--